

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、取締役会の実効性を高め取締役会全体の機能を向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する評価（自己評価）を行いましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

記

1. 分析・評価方法について

「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」を取締役会出席者に対して配付し、その回答結果を参考に取締役会において議論を行い、分析・評価をいたしました。

なお、今回の評価から、より多角的かつ客観的な視点での評価を行うため、新たに監査役（4名）を評価者に加えております。

<アンケートの主な内容(大項目)>

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の役割
- ・取締役会の運営
- ・その他

2. 分析・評価結果について

1) 分析・評価結果の概要

当社取締役会は、前年度の分析・評価において、課題として抽出された項目を含め、以下の観点から、取締役会の実効性が確保できていると評価いたしました。

- (1) 取締役会の構成人数並びに独立社外取締役の人数及び取締役総数に占める割合は適当であり、かつ十分な多様性を備えており、実質的な審議を行うにあたっての取締役会の構成は適切である。
- (2) 取締役会は適切な情報開示を行い、様々なステークホルダーに対して透明性を確保しており、かつ経営上の重要な意思決定や業務執行の監督を適切に果たしている。
- (3) 取締役会に上程される決議事項及び報告事項の数、内容、審議の時期は適切であり、審議に十分な時間が確保されている。
- (4) 前年度に抽出された課題である「取締役の職務執行の監督強化をするための社外取締役と監査役会との協調の緊密化」については、定期的な連絡会議等の開催により改善されている。

2) 評価結果から抽出された課題

以下の(1)、(2)は、前年度までに抽出された課題であり、本評価結果においては概ね改善傾向にありましたが、当社取締役会の実効性をより一層高めるために、引き続き取り組むべき課題としております。また以下の(3)を新たな課題として抽出いたしました。

- (1) 最高経営責任者等の後継者の計画に関する取締役会の監督を更に強化すること。
- (2) 取締役及び監査役に対して、個々に適合するトレーニング及び必要な知識の習得・更新の機会の提供、斡旋、支援を推進すること。
- (3) 任意の委員会の設置等により、取締役会の判断の客観性、公平性、妥当性等の確保をより強化すること。

3. 今後の対応について

当社取締役会は、上記の分析・評価結果を踏まえ、抽出された課題の改善に取組み、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

また、次年度以降の分析・評価を更に有効なものとするため、「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」につきましても、引き続き、方法、質問内容、評価プロセスなどを検証し、改善を行ってまいります。